

機械警備業務仕様書

この仕様書は、吹田市民プール（片山、北千里）の施設の機械警備に関して、吹田市（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものです。

1 警報装置等の設定

- (1) 警報装置及びこれに付帯する一切の設備（以下「警報装置」という。）を設置しなければならない。（設置箇所別紙図面）
- (2) 警報装置設置に当たっての基本的事項
別表 1 のとおりとする。

2 従業員

- (1) 機械警備等業務についての経験が豊富である者で、この仕様に定められた業務完全遂行に努めること。
- (2) 従業員は健康であり、機械警備等業務遂行に支障のない者であること。

3 警備担当時間

- (1) 片山市民プール

4月～6月及び9月～翌月3月	21時15分～翌8時30分
12月28日～翌年1月4日	24時間
7月・8月	21時15分～翌8時30分
- (2) 北千里

4月～6月及び9月～翌年3月	24時間
7月・8月	18時～翌9時
- (3) 前項の規定にかかわらず、時間外勤務等各種事情により甲の職員の勤務時間を変更した場合は、それに伴いその時間を変更するものとする。

4 警備実施時間

- (1) 警備担当時間内において、施設が無人の状態にあるとき。
- (2) 甲からの警報装置作動開始の信号を乙が受信したときに始まり、終了する間の時間とする。

5 巡回警備期間、回数

- (1) 片山市民プール

4月～翌年3月	夜間1回
12月28日～翌年1月4日	昼間1回、夜間1回
- (2) 北千里

4月～6月及び9月～翌3月	昼間1回、夜間1回
7月・8月	夜間 2回

6 人員配置

人員配置は、警備巡回時間等利用状況等を考慮しながら円滑な警備業務遂行を図るよう配置するものとし、その計画表を提出し、承認を得ること。

ただし、休憩時間は労働基準法その他関係法令に定めるところにより交替で業務に支障のないように設けること。

7 業務内容

別表2のとおりとする。

8 法令の遵守等

乙は労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。

9 その他

この仕様書に定めのないことについては、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

1 警報装置等の設置に関する基本的事項

- (1) 警報装置等の設置は、仕様書1(1)による。
- (2) 警報装置は施設内で発生した異常事態を乙の警備本部へ異常事態別に自動的に通報する機能を有すること。
- (3) 施設の増築・改築等により、既設の警報装置の一部又は全部の移動、変更、撤去等の必要が生じた場合は、甲は乙に事前に通知するものとし、当該工事費は乙の負担とする。
- (4) 甲乙協議により、新たに警報装置の付加が必要と認められた場合は、1(1)と同様とする。
- (5) 警報装置に故障が生じた場合の負担区分は次のとおりとする。
 - ①保守の不備のために生じた故障・事故等については、乙が全責任を負うものとする。
 - ②工事又は自然に起因する事由で故障が生じたときは、乙が直ちに修理を行い、その経費は乙の負担とする。
 - ③不法侵入者等犯罪行為による場合の破損等の損害については、乙の負担とする。
 - ④甲の故意又は重大な過失により故障が生じた場合は、甲の負担とする。
- (6) 乙は、契約期間が満了したとき又は契約を解除したときは、自己の負担で警報装置を速やかに撤去しなければならない。
- (7) 業務に使用する機械装置及び専用回線並びに車両その他すべてのものについては、乙の負担とする。
- (8) 警備業務に必要な電気使用料は、無償とする。
- (9) この仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認められる軽微な部分は、乙負担の範囲内で実施する。